

TAX 償却資産の申告はお済みですか？

☎ 税務課 賦課係
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線136・140)

1月1日現在、個人や法人で事業を営んでいる人や、駐車場・アパートなどを貸し付けていて、償却資産をお持ちの人は申告が必要です。申告期限は1月31日(金)まででした。まだ申告がお済みでない人は、速やかに申告をお願いします。償却資産申告書が届いていない場合や、新たに送付が必要な場合は、税務課 賦課係 固定資産税担当までご連絡ください。

車 車検時の納税証明書の提示が原則不要になります

☎ 税務課 賦課係
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線140)

軽自動車検査協会がオンラインのシステム(軽JNKS)を利用することで、軽自動車税(種別割)の納付状況を確認できます。(4月より小型の二輪自動車を含む)そのため、これまでは軽自動車の車検(継続検査)の際に、軽自動車税(種別割)の納税証明書を提示する必要がありましたが、4月からは全ての軽自動車税において、車検時の納税証明書の提示が**原則不要**となります。詳しくは須恵町ホームページをご確認ください。※納付情報がシステム(軽JNKS)に登録されるまで、相応の日数を要する場合があります。

国民年金の前納割引制度の申し込みは2月末まで!

☎ 住民課 国民年金係
☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線117)

国民年金の保険料をまとめて前払いすると、保険料が割引されます。これを前納割引制度といいます。前納の支払方法は、口座振替、クレジットカード納付または納付書の中から選ぶことができます。前納割引制度の申し込みは、毎年2月末までです。お早めにお手続きください。

☎ 口座振替、クレジットカード納付の前納申し込みは、**2月28日(金)まで**

※6か月前納は**2月末までと8月末まで**の年2回申し込みができます。申請書ダウンロードはこちら➡

☎ 東福岡年金事務所 国民年金課 (福岡市東区馬出3-12-32) ☎ 651-7967 (代表)

日本年金機構 ホームページ

役場からのインフォメーション

TAX 町税の納付忘れにご注意ください

☎ 税務課 収納係
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線133)

2月28日(金)に納付期限をむかえる町税があります。町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落としますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ **対象の税目** 固定資産税 4期
国民健康保険税 9期

車 軽自動車・バイクなどの廃車手続きはお済みですか？

☎ 税務課 賦課係
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線140)

軽自動車税は、毎年4月1日時点の登録に基づいて課税されます。すでに他人に譲り渡すなどして所有していない場合は、3月末までに廃車手続きをしてください。手続きが行われないと、翌年度以降も課税されますので、ご注意ください。なお、軽自動車税は月割の制度がないため、4月2日以降に廃車手続きをしても、その年度の税金は、全て納める必要があります。車種により廃車手続きの届出先が異なります。詳細については、以下のとおりです。

種類	届出先
125cc以下のバイク・小型特殊自動車	須恵町役場 税務課 ☎ 932-1151 (内線140)
125cc超のバイク・二輪の小型自動車	九州運輸局 福岡運輸支局 ☎ 050-5540-2078
軽自動車	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎ 050-3816-1750

※詳しい手続きについては各届出先にお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

健康診査を受診されましたか?

受診は3月31日(月)まで!

後期高齢者医療の被保険者を対象に、生活習慣病の重症化やフレイル予防などを目的とした健康診査を実施しています。

▶ **受診方法**
実施医療機関にあらかじめ電話で相談してください。期限が迫っているため、お早めに予約して受診してください。

▶ **受診時に持っていくもの**

- **受診票**
令和6年4月末現在の被保険者には4月下旬から5月上旬に、令和6年5月以降に75歳になる人には誕生日の10日ごろに送付しています。受診票をお持ちでない人は再発行しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。受診票の再発行には1週間ほどかかりますので、お早めにご確認ください。なお、今年度75歳になる人は、75歳の誕生日以降に受診をお願いします。
- **被保険者証(またはマイナンバーカード※)**
- **自己負担金 500円**

※被保険者証の代わりにマイナンバーカードを利用するためには、マイナポータルなどで利用申し込みが必要です。また、利用できるのはオンライン資格確認を導入している健診実施医療機関に限ります。

☎ 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター
受付時間 8時30分～17時30分(土日祝日を除く)
〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-7 (福岡県自治会館 5階)
☎ 651-3111 FAX 651-3901

☎ 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線117)

確定申告に使用できる医療費通知を送付します

国民健康保険に加入している人
令和6年11月・12月診療分の医療費通知(医療費のお知らせ)を2月下旬ごろに発送する予定です。

後期高齢者医療保険に加入している人
令和6年8月～11月診療分の医療費通知を2月中旬ごろに発送する予定です。※令和6年12月診療分の通知は確定申告期間までに届きません。「医療費控除の明細書」を作成する場合は、医療機関の領収書に基づき内容を追加してください。※通知作成日時時点で亡くなっている人には発送されません。役場1階 住民課窓口での再発行手続きにより、相続人代表者に発行ができます。申請から再発行分の発送まで3週間ほどかかります。※紛失などの事由により、再発行を希望する場合は、役場1階 住民課窓口で再発行の手続きができます。申請から再発行分の発送まで3週間ほどかかります。

⚠ **ご注意ください**
※医療機関からの情報受け渡しの時期により、通知に記載されていないことがあります。「医療費控除の明細書」を作成する場合は、医療機関の領収書に基づき内容を追加してください。※通知が届く前に確定申告をする際は、医療機関の領収書を確認の上、「医療費控除の明細書」を作成してください。

☎ 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線117)